

回 覧										

加古川市消防本部

林野火災警報・注意報 運用開始

令和7年2月 岩手県大船渡市
大規模林野火災

対象区域付近の町内会のみ回覧

加古川市消防本部では、林野火災の予防を目的とした

「**林野火災警報・注意報**」の運用を令和8年4月1日から開始します。
林野火災警報等が発令されている場合には火の使用に関する制限が設けられ、これに従わない場合には**罰金や拘留などの罰則**が適用される場合があります。

林野火災警報・注意報とは？

詳細は裏面へ

発令基準

一定の気象条件に達した場合、「林野火災警報」や「林野火災注意報」を発令

林野火災注意報

- ①～③のすべてを満たすとき
- ①前3日間の合計降水量が1ミリ以下の場合
 - ②前30日間の合計降水量が30ミリ以下の場合
 - ③乾燥注意報が発表されている場合

林野火災警報

林野火災注意報の発令要件に加え、強風注意報が発表されている時で、火災予防上必要と認める場合

解除基準

発令基準となる気象条件に該当しなくなった場合又は火災予防上その必要がないときに解除する。

発令対象区域

詳細は市HPを参照

- ・八幡町、平荘町、上荘町、東神吉町、西神吉町、志方町の森林（山林、原野等）のうち指定する区域。
- ※本回覧は、発令対象区域付近の町内会に回覧しております。



発令中制限される行為とは（警報：義務／注意報：努力義務）

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

- ① 山林、原野等で火入れをしない。
- ② 煙火（花火）をしない。
- ③ 屋外で火遊び又はたき火をしない。
- ④ 屋外で、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしない。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしない。
- ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末する。



林野火災警報・注意報発令時のお知らせ方法

- ① 加古川市消防本部HPに公開
- ② ひょうご防災ネットによる発信
- ③ 消防車両による巡回広報
- ④ 各消防署前にのぼり旗等で掲示

消防署への届け出について

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為（たき火を含む）を行う場合は、あらかじめ消防署への届け出（口頭でも可）が必要です。